

2023年5月8日

第三者調査報告書

調査委嘱者

適格消費者団体

特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正 殿

調査実施者 弁護士 上尾 洋平

第1 はじめに

- 1 当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の業務遂行状況を調査し、以下の通り意見を表明する。
- 2 当職は、調査にあたり、令和5年5月2日（水）午後2時00分から約2時間、調査委嘱者の事務所において、帳簿及びその他の書類の確認並びに上記各書類の保管状況の確認を行った。
- 3 なお、本書において、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指す。

第2 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

1 規則第21条第1項第1号

2022年度において、調査委嘱者が事業者等との交渉を行った件数は8件であったところ、いずれの事業者等との交渉についても、その経過を記録した書類が事案毎に作成・保管されていることを確認した。

なお、昨年度において、少数ではあるが、ファイルの編綴方法が異なっている箇所が見受けられたため、ファイルの編綴方法を統一することについて検討を依頼したところ、本年度においては、ファイルの編綴方法が統一されていることを確認した。

2 規則第21条第1項第2号

2022年度において、調査委嘱者が差止請求権の行使に関し、原告となって訴訟係属している案件は3件存在した（①広告表示差止請求事件、②不当勧誘行為差止・予防措置請求事件。うち2件は同一の相手方。）。

かかる案件の概要を記録した資料（交渉経過及び訴状等）が適正に保管されていることを確認した。

3 規則第21条第1項第3号

2022年度における調査委嘱者の消費者被害情報の収集業務は、被害者からの架電、メール及び被害者との個別相談によって実施されたところ、上記相談に関する相談票は、いずれも時系列に沿って整理して管理・保管されていることを確認した。

なお、2022年度は、昨年度と同様、電話及びメールによる情報提供が多かったことなどを考慮して相談会を実施していないものの、今後は、相談会の開催場所やテーマ選定を工夫して、相談会を実施することを想定しているとのことであった。

4 規則第21条第1項第4号

調査委嘱者において、事案毎に差止請求情報提供業務の概要を記録した資料が適正に作成・管理されていることを確認した。

5 規則第21条第1項第5号

調査委嘱者において、帳簿書類の作成に用いた関係資料が適正に作成・保管されていることを確認した。

6 規則第21条第1項第6号

2022年度において、理事会は、6月、7月、9月、11月、1月及び3月の計6回に開催されているところ、かかる理事会の議事録は、理事会毎（理事会の持ち回り決議を含む。）に報告事項及び審議事項が記録されており、適正に作成・保管されている。

また、法第13条第3項第5号の検討を行う部門として検討委員会が5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2月及び3月に開催されているが、かかる委員会における検討の経過及び結果等の記録についても、整理して適正に保管されていることを確認した。

7 規則第21条第1項第7号

調査委嘱者において、2022年度の財務諸表（貸借対照表、財産目録、活動計算書等）、総勘定元帳、部門別実績集計表及び仕訳日記帳等が適正に作成されていること並びに上記会計資料の証憑書類が、適正に保管されていることを確認した。

8 規則第21条第1項第8号

調査委嘱者において、会費、寄付金等の納入について、会費等を納入した者の氏名、住所及び職業並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定を記録した資料が適正に保管されていることを確認した。

9 規則第21条第1項第9号

調査委嘱者は、2022年度において、差止請求に係る相手方から財産上の利益を受領していないことを確認した。

第3 法第16条第2項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）

調査委嘱者の事務所において、適格消費者団体であることを明示した看板が事務所の案内及び入口にわかりやすく掲示されているほか、事務所の室内においても、掲示板等が見やすい箇所に呈示されていることを確認した。

第4 法第18条（変更の届け出）

調査委嘱者において、2022年6月4日付けで監事1名の退任、同月5日付けで監事1名の新任、同年9月13日付けで専門員1名の新任がなされ、いずれもその届出がなされていることを確認した。

また、調査委嘱者の定款は、2022年7月12日に変更されているところ、こちらの変更についても、届出がなされていることを確認した。

第5 法第23条第3項（適格消費者団体間の連携）

調査委嘱者は、2022年度9月及び3月に開催された適格消費者団体連絡協議会にオンライン方式で参加するなど他の適格消費者団体との間で適切な連携を図っていることを確認した。

第6 法第23条第4項（内閣総理大臣への報告義務）

法第23条第4項に該当する案件につき、調査委嘱者が申入れを行った8件について、いずれもインターネット上の掲示板等を通じて適切に報告がなされていることを確認した。

第7 法第27条（判決等に関する情報の提供）

前記のとおり、2022年度において、調査委嘱者が原告となって差止請求訴訟が継続している案件が3件あり、1件について第1審裁判所の判決がくだされたところ、かかる判決の内容は、ホームページ、ニュースレターを通じて情報提

供されているほか、適格消費者団体連絡協議会において報告されるなど必要な情報提供がなされていることを確認した。

第8 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）

調査委嘱者が法第28条において禁止されている財産上の利益を受領していないことを確認した。

第9 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）

定款

業務規程

役職員等名簿

適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類

財務諸表等

収入の明細その他資金に関する事項、寄付金に関する事項、その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

調査委嘱者においては、上記の各書類がそれぞれ書類毎に分類され、適正に作成・保管されていることを確認した。

以上のとおり、調査委嘱者は、法的に定められた書類をすべて適正に作成・保管している。

また、法的に定められた事項についても、すべて適正に運営、処理されていることを認めることができる。

以上